

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

[illegible]

Issue 113・2008/07/05～2008/07/11

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、相关新法令与新政策

- 关于适用《劳动争议调解仲裁法》、《劳动合同法》若干问题的指导意见（广东）..... 2
- 关于进一步加强重点企业清洁生产审核工作的通知..... 4
- 《小商品分类与代码》等 20 项国内贸易行业标准..... 5
- 关于《商品零售场所塑料购物袋有偿使用管理办法》有关问题的处理意见..... 5
- 关于在部分机场实施特别检查工作措施的通告..... 6
- 外国航空运输企业航线经营许可规定..... 6
- 上市公司并购重组财务顾问业务管理办法 7
- 上市公司环保核查行业分类管理名录..... 7
- 更正启事..... 7

二、相关新信息

- 《企业内部控制评价指引》、《企业内部控制应用指引》和《企业内部控制鉴证指引》征求意见..... 8
- 国家外汇管理局将控制跨境服务贸易 遏制热钱流入..... 8
- 商务部大规模调研外贸企业 有望出台扶持政策..... 9
- 环境保护部等八部委确定五年环保工作重点..... 9
- 公安部禁止向奥运城市运输危险物品和危险废物..... 10

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令と新政策

- 「労働争議調停仲裁法」、「労働契約法」を適用するにあたっての若干の問題についての指導意見(広東)..... 2
 - 重点企業のクリーン生産審査業務を一層強化することについての通知..... 4
 - 「小商品分類及びコード番号」等 20 項目の国内販売業種基準..... 5
 - 「商品小売施設でのビニール製レジ袋有償使用管理弁法」の係る問題についての処理意見..... 5
 - 一部の空港で特別検査措置を実施することについての通告..... 6
 - 外国航空運輸企業航路経営許可規定..... 6
 - 上場会社買収合併再編財務顧問業務管理弁法..... 7
 - 上場会社環境保全調査業種分類管理名簿..... 7
- 訂正のお知らせ..... 7

二、関連する新情報

- 「企業内部統制評価手引き」、「企業内部統制応用手引き」及び「企業内部統制点検手引き」が意見を募集する..... 8
- 国家外貨管理局がクロスボーダーサービス貿易を制御し、ホットマネーの流入を制止する..... 8
- 商務部は対外貿易企業に対する大規模な調査研究を行い、助成政策を公布するもようだ... 9
- 環境保護部等の 8 つの省庁が 5 年間の環境保全業務の重点を確立した..... 9
- 公安部は五輪試合開催都市への危険物品及び危険廃棄物の輸送を禁止する..... 10

一、相关新法令、新政策

● 关于适用《劳动争议调解仲裁法》、《劳动合同法》若干问题的指导意见（广东）

【发布单位】广东省高级人民法院、广东省劳动争议仲裁委员会

【发布文号】粤高法发〔2008〕13号

【发布日期】2008-06-23

【实施日期】2008-06-23

【提示】该意见对《劳动争议调解仲裁法》、《劳动合同法》中未明确规定的事项、可能存在歧义的事项、以及在实践中已经出现问题的事项等提出了指导意见。在《劳动合同法实施条例》等法律法规、司法解释等正式出台之前，该意见对广东省范围内的劳动争议案件的处理有现实的指导作用，对其他省市的劳动争议案件的处理也有一定的参考价值。该意见的主要内容包括：

事項	广东省的指导意见
社会保险争议	- 劳动者与用人单位的下列争议，应作为劳动争议处理： ① 因养老保险缴费年限发生的争议； ② 劳动者以用人单位未为其缴纳社会保险费导致其损失为由，要求用人单位支付工伤、失业、生育、医疗待遇和赔偿金的； ③ 劳动者以用人单位降低其缴纳社会保险费的工资标准导致其损失为由，要求用人单位承担工伤待遇损失的。 - 因住房公积金产生的争议，不作劳动争议处理。
破产案件中的劳动争议	法院受理破产申请后，劳动者对管理人列出的工资、经济补偿金、医疗费用等劳动债权清单提出异议，管理人不予更正，劳动者可以直接向受理破产申请的法院起诉。受理破产申请的法院是中级法院的，中级法院可以指定基层法院审理劳动争议。
对《劳动争议调解仲裁法》第四十七条	- 劳动者追索劳动报酬、工伤医疗费、经济补偿金或赔偿金，其仲裁请求涉及数项，应分别计算每一项的请求数额是否超过当地最低工资标准的十二个月金额，以此来分别判断，每一项仲裁请求涉及的仲裁裁决是否为终局裁决。 - 劳动者要求按国家法定标准执行工作时间、享受休息休假的争议，以及上述社会保险争议，仲裁裁决为终局裁

一、関連する新法令、新政策

● 「労働争議調停仲裁法」、「労働契約法」を適用するにあたっての若干の問題についての指導意見（広東）

【発布機関】広東省高級人民法院、広東省労働争議仲裁委员会

【発布番号】粤高法発〔2008〕13号

【発布日】2008-06-23

【施行日】2008-06-23

【コメント】本意見は「労働争議調停仲裁法」、「労働契約法」の中に明確に定められていない事項、異なった解釈が生じ得る事項、及び実践において既に問題が生じている事項等について指導意見を提示している。「労働契約法实施条例」等の法律法規、司法解释等が正式に公布されるまでは、本意見は広東省範囲内で発生する労働争議案件の処理に対し、現実上の指導的役割を担い、その他の省市の労働争議案件の処理に対してもある程度の参考価値を有するものである。本意見の主な内容は次の通りである。

事項	広東省の指導意見
社会保険爭議	- 労働者と雇用主との次に掲げる争議は、労働争議として処理しなければならない。 ① 養老保険料の支払年数に起因する争議 ② 労働者が雇用主の社会保険料未払いにより損失を被ったことを理由に、雇用主に労災、失業、出産育児、医療待遇及び賠償金の支払を求める場合 ③ 労働者が雇用主の社会保険料賃金基準の引き下げにより損失を被ったことを理由に、雇用主に労災待遇の損失を負担するよう求める場合 - 住宅積立金に起因する争議は、労働争議として処理しない。
破産案件中の労働爭議	法院が破産申立を受理した後、労働者が、管理者の列举する賃金、経済補償金、医療費用等の労働債権リストに異議を唱え、管理者がこれを是正しない場合、労働者は直接に破産の申立を受理した法院に提訴することができる。破産申立を受理した法院が中級法院である場合、中級法院は労働争議を審理する基層法院を指定することができる。
「労働争議調停仲裁法」第47条（「1審終	- 労働者が労働報酬、労災医療費、経済補償金又は賠償金を償還請求する場合で、その仲裁で請求する金額は、1項目ごとの請求額が当地の最低賃金基準の12ヶ月分を超えていないかどうかを個別に計算し、それによって、1項目ごとの仲裁で請求する金額に関する仲裁の判断を終局の判断とするかどうかを個別に判断する。 - 労働者が、国の法定基準に基づき就業時間、取得する休憩休暇についての争議、及

（“一裁终局”条款）的理解	决。 申请人的仲裁请求同时涉及仲裁终局裁决事项和非终局裁决事项的，劳动争议仲裁委员会应分别就仲裁终局裁决事项与非终局裁决事项作出裁决。
基层法院和中级法院的管辖权冲突	- 劳动者就终局裁决向基层法院起诉，而用人单位依据《劳动争议调解仲裁法》第四十九条的规定向中级法院申请撤销仲裁裁决的，中级法院应不予受理；已经受理的，应裁定终结诉讼。但基层法院审理案件时，对用人单位的抗辩应一并处理。 - 劳动者起诉后撤诉或因超过起诉期间被驳回起诉的，用人单位自收到裁定书之日起 30 日内可以向劳动争议仲裁委员会所在地的中级法院申请撤销仲裁裁决。
劳动争议案件中的财产保全	劳动争议仲裁过程中，用人单位可能出现逃匿、转移财产等情形的，劳动者可以凭劳动争议仲裁委员会《受理通知书》向用人单位住所地法院提出财产保全申请。
新旧法律更替过程中的仲裁时效	2008 年 05 月 01 日后受理的劳动争议案件适用《劳动争议调解仲裁法》，但对于 2008 年 05 月 01 日前发生的劳动争议案件，有关仲裁时效和起诉权的规定仍适用《劳动法》。
新旧法律更替过程中的规章制度有效性	- 用人单位在《劳动合同法》实施前制定的规章制度，虽未经过《劳动合同法》第四条第二款规定的民主程序，但内容未违反法律、行政法规及政策规定，并已向劳动者公示或告知的，可以作为用人单位用工管理的依据。 《劳动合同法》实施后，用人单位制定、修改直接涉及劳动者切身利益的规章制度或者重大事项时，未经过《劳动合同法》第四条第二款规定的民主程序的，原则上不能作为用人单位用工管理的依据。但规章制度或者重大事项的内容未违反法律、行政法规及政策规定，不存在明显不合理的情形，并已向劳动者公示或告知，劳动者没有异议的，可以作为劳动仲裁和法院裁判的依据。
恶意中断	用人单位恶意规避《劳动合同法》第十四条的下列行为，应认定为无效行

「局」条款对于理解	び上述の社会保険に関する争議の執行を求める場合、仲裁の判断が終局の判断となる。 申立人の仲裁の請求が同時に仲裁の終局の判断事項及び非終局判断事項にかかわるときは、労働争議仲裁委员会は、仲裁の終局判断事項と非終局判断事項を分けて判断を下さなければならない。
基層法院及び中級法院の管轄権の衝突	- 労働者が終局の判断につき基層法院に提訴し、また雇用者が「労働争議調停仲裁法」第 49 条の規定を根拠とし、中級法院に仲裁判断の撤回を求める場合、中級法院は受理しないものとする。すでに受理した場合、訴訟終結の裁定を下すものとする。但し、基層法院が案件を受理する場合、雇用主の抗弁についても一緒に処理しなければならない。 - 労働者が提訴後訴訟を取り下げ又は提訴期間を超過したために取下げられた場合、雇用主は裁定書を受け取った日から 30 日以内に労働争議仲裁委员会の所在地の中級法院に仲裁判断の撤回の申立を行うことができる。
労働争議案件中の財産保全	労働争議仲裁の過程で、雇用主が逃げ隠れし、財産を移転する等の状況が生じた場合、労働者は労働争議仲裁委员会の「受理通知書」をもとに、雇用主の所在地の法院に財産保全申立を行うことができる。
新旧法律移行過程での仲裁の時効	2008 年 5 月 1 日後に受理した労働争議案件は「労働争議調停仲裁法」を適用するが、2008 年 5 月 1 日前に発生した労働争議案件に対しては、係る仲裁の時効及び提訴権の規定は依然「労働法」を適用する。
新旧法律移行過程での規則制度の有効性	- 雇用主が「労働契約法」施行前に制定した規則制度が、「労働契約法」第 4 条第 2 項に定める民主的手順を経ていないが、内容は法律、行政法規及び政策の規定に違反しておらず、すでに労働者に公示し又は告知した場合、雇用主の従業員雇用管理の根拠とすることができる。 「労働契約法」の施行後、雇用主が労働者の利益に直接に密接にかかわる規則制度又は重大な事項を制定し、修正する場合、「労働契約法」第 4 条第 2 項に定める民主的手順を経ていないときは、原則として、雇用主の従業員雇用管理の根拠とすることはできない。但し、規則制度又は重大な事項の内容が法律、行政法規及び政策の規定に違反しておらず、明らかに不合理な状況が存在しておらず、また既に労働者に公示し又は告知しており、労働者がこれに異議がない場合、労働仲裁及び法院の裁判の根拠とすることができる。
勤続年	雇用主が「労働契約法」第 14 条の次に掲げる行為を悪意で回避する場合、無効行

工作年限和订立固定期限劳动合同次数的行为	为，劳动者的工作年限和订立固定期限劳动合同的次数仍应连续计算： ① 为使劳动者“工龄归零”，迫使劳动者辞职后重新与其签订劳动合同的； ② 通过设立关联企业，在与劳动者签订合同时交替变换用人单位名称的； ③ 通过非法劳务派遣的； ④ 其他明显违反诚信和公平原则的规避行为。
加班工资的计算基数	— 劳动者加班工资计算基数为正常工作时间工资。用人单位与劳动者约定奖金、津贴、补贴等项目不属于正常工作时间工资的，从其约定。但约定的正常工作时间工资低于当地最低工资标准的除外。
加班工资的举证责任	— 劳动者主张加班工资，用人单位否认有加班的，用人单位应对劳动者未加班的事实负举证责任。用人单位以已经劳动者确认的电子考勤记录证明劳动者未加班的，对用人单位的电子考勤记录应予采信。 — 劳动者追索两年前的加班工资，原则上由劳动者负举证责任，如超过两年部分的加班工资数额确实无法查证的，对超过两年部分的加班工资一般不予保护。

※备注：今后可能出台的《劳动合同法实施条例》等法律法规、司法解释等如有新规定的，应按照新规定执行。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于适用《劳动争议调解仲裁法》、《劳动合同法》若干问题的指导意见（广东）

http://www.gd.lss.gov.cn/ldtzw/zc/zcdt/bbdt/t20080707_69375.htm

《关于适用〈劳动争议调解仲裁法〉、〈劳动合同法〉若干问题的指导意见（广东）》热点问题解答

http://www.gd.lss.gov.cn/ldtzw/zc/zcdt/bbdt/t20080707_69378.htm

● 关于进一步加强重点企业清洁生产审核工作的通知

【发布单位】环境保护部

【发布文号】环发〔2008〕60号

【发布日期】2008-07-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.zhb.gov.cn/info/bqw/bwj/200807/t20080708_125258.htm

数、及び有期労働契約の締結数を悪意で中断する行為	為と認定されなければならない、労働者の勤続年数及び有期労働契約の締結数は、依然連続して計算しなければならない。 ① 労働者の「勤続年数をゼロにする」ために、労働者に辞職後改めてその雇用主と労働契約を締結するよう強制した場合。 ② 関連企業の設立を通じ、労働者と契約を締結すると同時に雇用主の名称を変更した場合。 ③ 不法な劳务派遣を通じた場合。 ④ 信義誠実及び公平の原則を明らかに違反するその他の回避行為。
時間外労働賃金の計算基数	— 労働者の時間外労働賃金の計算基数は正常な就業時間の賃金とする。雇用主と労働者が、賞与、手当、補助等の項目が正常な就業時間の賃金ではないことを約定した場合、その約定に従う。但し、約定した正常な就業時間の賃金が当地の最低賃金基準を下回る場合はこの限りでない。
時間外労働賃金の举证責任	— 労働者が時間外労働賃金を主張し、雇用主が時間外労働のあったことを否認する場合、雇用主は労働者が時間外労働を行わなかった事実について举证責任を負うものとする。雇用主は労働者の確認を経た電子タイムカードの記録をもって労働者が時間外労働を行わなかったことを証明する場合、雇用主の電子タイムカードの記録は信用に足る証拠として採用されるものとする。 — 労働者が2年前の時間外労働賃金を償還請求する場合、原則として、労働者が举证責任を負い、2年を超えた部分の時間外労働賃金の金額がどうしても確認できない場合、2年を超えた部分の時間外労働賃金は、通常、保護されない。

※備考：今後公布される見通しの「労働契約法实施条例」等の法律法規、司法解释等に新しい規定が定められた場合、新しい規定に基づき執行することになる。

【関係する法令全文】下記のURLをクリックしてください。「労働爭議調停仲裁法」、「労働契約法」の適用にあたっての若干の問題についての指導意見（広東）

http://www.gd.lss.gov.cn/ldtzw/zc/zcdt/bbdt/t20080707_69375.htm

「労働爭議調停仲裁法」、「労働契約法」の適用にあたっての若干の問題についての指導意見（広東）」に関する注目される問題点とその解答

http://www.gd.lss.gov.cn/ldtzw/zc/zcdt/bbdt/t20080707_69378.htm

● 重点企业のクリーン生産審査業務を一層強化することについての通知

【発布機関】環境保護部

【発布番号】環発〔2008〕60号

【発布日】2008-07-01

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.zhb.gov.cn/info/bqw/bwj/200807/t20080708_125258.htm

● 《小商品分类与代码》等 20 项国内贸易行业标准

【发布单位】商务部

【发布文号】商务部公告 2008 年第 48 号

【发布日期】2008-07-03

【提 示】20 项国内贸易行业标准具体包括《小商品分类与代码》、《家用平板电视接收机安装和维修服务技术规范》、《商用电开水器》等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200807/20080705652054.html>

● 「小商品分類及びコード番号」等 20 項目の国内販売業種基準

【発布機関】商務部

【発布番号】商務部公告 2008 年第 48 号

【発 布 日】2008-07-03

【コメント】20 項目の国内販売業種基準には具体的には「小商品分類及びコード番号」、「家庭用フラットテレビ受信機取付及び保守サービス技術規範」、「商業用電気湯沸かし器」等が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200807/20080705652054.html>

● 关于《商品零售场所塑料购物袋有偿使用管理办法》有关问题的处理意见

【发布单位】商务部、国家发展和改革委员会、国家工商行政管理总局

【发布文号】商改字〔2008〕41 号

【发布日期】2008-07-04

【提 示】根据该意见：

- 《商品零售场所塑料购物袋有偿使用管理办法》(以下简称“限塑令”)所称“商品零售场所”，是指所有提供商品零售服务的企业和个体工商户经营场所。
- “限塑令”所称“用于装盛生鲜等食品的塑料预包装袋”不得具有提携功能，且须符合食品包装相关标准。
- 除食品以外，其他商品进入零售渠道前，由商品生产商提供、随附于单件(组)商品、且符合中国相关标准要求的塑料包装袋可视为预包装袋(备注：“预包装袋”不在“限塑令”的约束范围之内)。
- 在 2008 年 04 月 16 日《塑料购物袋的环保、安全和标识通用技术要求》(GB 21660-2008，2008 年 06 月 01 日实施；以下简称“《塑料购物袋国家标准》”)公布之前向生产商(或批发商、进口商)采购，且符合《塑料购物袋国家标准》中安全卫生与厚度规定，但未印制标识、环保声明和安全性声明的塑料购物袋，凭采购凭证可继续销售、使用至 2008 年 09 月 30 日。
- 商品零售场所向顾客提供的各种材质的袋制品，应向依法设立的生产商、批发商或进口商采购，并索取相关证照，建立相应的购销台帐，以备查验。与此同时，商品零售场所不得接受任何机构、组织和个人免费或有偿提

● 「商品小売施設でのビニール製レジ袋有償使用管理弁法」の係る問題についての処理意見

【発布機関】商務部、国家發展改革委員会、国家工商行政管理総局

【発布番号】商改字〔2008〕41 号

【発 布 日】2008-07-04

【コメント】本意見によると次の通りである。

- 「商品小売施設でのビニール製レジ袋有償使用管理弁法」(以下「レジ袋制限令」という)にいう「商品小売施設」とは、商品の小売サービスを提供するすべての企業及び個人経営者による経営場所をいう。
- 「レジ袋制限令」にいう「生鲜食品等の盛り付けに使用するビニール製予備袋」は携帯できる機能があつてはならず、しかも食品包装の係る基準を満たす必要がある。
- 食品以外の、その他の商品が小売のルートに入る前において、商品の製造メーカーが提供し、1 つ(ユニット)の商品に付随し、中国の係る基準を満たしたビニール製袋は予備袋とみなすことができる。(備考:「予備袋」は「レジ袋制限令」の拘束範囲外とする)
- 2008 年 4 月 16 日に「レジ袋の環境保全、安全及び表示共通技術要求」(GB 21660-2008、2008 年 6 月 1 日施行、以下「レジ袋国家基準」という)が公布される前に、製造メーカー(又は卸売業者、輸入業者)から仕入っており、かつ「レジ袋国家基準」における安全衛生及び厚さの規定を満たしているが、表示や環境保全の表明及び安全性の表明が印字されていないレジ袋は、仕入証に基づきそのまま 2008 年 9 月 30 日まで継続して販売し、使用することができる。
- 商品小売施設が顧客に手供する各種材質の袋類は、法に照らして設立した製造メーカー、卸売業者又は輸入業者から仕入れたものであると同

供の来历不明、相关标示不全、
图案文字不符合中国相关标准
和规定的各类袋制品。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于《商品零售场所塑料购物袋有偿使用管理办法》有关问题的处理意见

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/200807/20080705656598.html>

商品零售场所塑料购物袋有偿使用管理办法

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200805/20080505534226.html>

時に、検査のために係る証明を取得し、係る仕入販売台帳を設置していなければならない。また、商品小売施設は如何なる機関、組織及び個人から無料又は有料で提供される出所が不明の、係る表示が完全ではなく、イラストや文字が中国の係る基準及び規定を満たしていない各種の袋類を受け取ってはならない。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
「商品小売施設でのビニール製レジ袋有償使用管理弁法」の係る問題についての処理意見

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/200807/20080705656598.html>

商品小売施設でのビニール製レジ袋有償使用管理弁法

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200805/20080505534226.html>

● 关于在部分机场实施特别检查工作措施的公告

【发布单位】中国民用航空局

【发布日期】2008-07-07

【实施日期】2008-07-20

【提 示】为确保北京奥运会期间民用航空运输安全，中国民用航空局决定，自2008年07月20日起，在北京首都、上海虹桥、上海浦东、青岛、天津、沈阳、秦皇岛、石家庄、太原、济南、杭州、南京、合肥、长春、哈尔滨、呼和浩特、大连机场，新疆维吾尔自治区内机场，西藏自治区内机场实施特别检查工作措施（备注：该通告未明确规定前述“特别检查工作措施”的具体内容，以及实施该等措施的截止期限等内容）。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.caac.gov.cn/C1/200807/t20080707_17030.html

● 一部の空港で特別検査措置を実施することについての通告

【発布機関】中国民用航空局

【発 布 日】2008-07-07

【施 行 日】2008-07-20

【コメント】北京五輪開催期間中における民間用航空の安全性を確保するため、中国民用航空局は、2008年07月20日から、北京首都、上海虹桥、上海浦东、青島、天津、瀋陽、秦皇島、石家荘、太原、濟南、杭州、南京、合肥、長春、哈爾濱、呼和浩特、大連の空港、新疆維吾爾族自治區内の空港、チベット自治區内の空港で特別検査措置を実施することを決めた。（備考：本通告は、前述の「特別検査措置」の具体的な内容、及びこれらの措置の期限等の内容については明確に定めていない。）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.caac.gov.cn/C1/200807/t20080707_17030.html

● 外国航空运输企业航线经营许可规定

【发布单位】中国民用航空局

【发布文号】中国民用航空局令第192号

【发布日期】2008-06-11

【实施日期】2008-07-11

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfq/2008-07/04/content_1036276.htm

● 外国航空運輸企業航路經營許可規定

【発布機関】中国民用航空局

【発布番号】中国民用航空局令第192号

【発 布 日】2008-06-11

【施 行 日】2008-07-11

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfq/2008-07/04/content_1036276.htm

● 上市公司并购重组财务顾问业务管理办法

【发布单位】中国证券监督管理委员会
【发布文号】中国证券监督管理委员会令第 54 号
【发布日期】2008-06-03
【实施日期】2008-08-04
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.csrc.gov.cn/n575458/n575667/n4231514/n4231533/n8928778/10646963.html>

● 上場会社買収合併再編財務顧問業務管理弁法

【発布機関】中国証券監督管理委員会
【発布番号】中国証券監督管理委員会令第 54 号
【発布日】2008-06-03
【施行日】2008-08-04
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.csrc.gov.cn/n575458/n575667/n4231514/n4231533/n8928778/10646963.html>

● 上市公司环保核查行业分类管理名录

【发布单位】环境保护部办公厅
【发布文号】环办函〔2008〕373 号
【发布日期】2008-06-24
【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/gzdt/2008-07/07/content_1038083.htm

● 上場会社環境保全調査業種分類管理名簿

【発布機関】環境保護部弁公庁
【発布番号】環弁函〔2008〕373 号
【発布日】2008-06-24
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/gzdt/2008-07/07/content_1038083.htm

更正启事

第 112 期《里兆法律资讯》第 5 页中,《关于实行企业货物贸易项下外债登记管理有关问题的通知》(以下简称“《通知》”)的部分提示内容表述欠妥,现予更正。

《通知》的【提示】部分记载:“该通知适用于个人对外贸易经营者和保税监管区域内具有外贸经营资格从事非保税货物贸易的企业。……”,尽管该等记载直接摘录自《通知》第九条的明确规定,但这可能被误解为,《通知》仅适用于前述两种情形。

根据律师对《通知》内容的理解,律师认为,《通知》的适用范围包括:

- ✓ 保税监管区域外的企业对外贸易经营者;
- ✓ 保税监管区域外的个人对外贸易经营者;
- ✓ 保税监管区域内具有外贸经营资格从事非保税货物贸易的企业。

为此,律师与外汇主管部门进行了沟通确认,他们认同律师的上述理解。

特此更正。查看或下载保存更正后的第 112 期《里兆法律资讯》,请登陆我们的网站 www.leezhao.com。

以上。给您带来了不便,敬请谅解。

訂正のお知らせ

第 112 期「里兆法律情報」5 頁目の「企業の貨物貿易に基づく外債登記管理を実施するにあたっての関係問題についての通知」(以下「通知」といいます)のコメント内容の一部に不適正な表現がありましたので、訂正申し上げます。

「通知」の【コメント】の部分に「本通知は、個人の対外貿易経営者及び保税監督管理区域内で対外貿易資格を有し、非保税貨物貿易を取扱う企業に適用する。……」という表現がありましたが、これらの表現は「通知」第 9 条の明確な規定を直接に抜粋したものでありますが、これは「通知」は前述の 2 通りの状況にだけ適用するという誤った認識を招いてしまうおそれがあります。

筆者の「通知」の内容に対する見解から判断すると、「通知」の適用範囲には以下が含まれると思われます。

- ✓ 保税監督管理区域外の企業の対外貿易経営者。
- ✓ 保税監督管理区域外の個人の対外貿易経営者。
- ✓ 保税監督管理区域内の対外貿易資格を有し、非保税貨物貿易を取扱う企業。

この点について、筆者は外貨主管部門に確認のための問い合わせを行ったところ、上述の見解についての賛同を得ることができました。

したがって、ここに訂正申し上げます。訂正後の第 112 期「里兆法律情報」をご覧になる、又はダウンロードされる場合は、当事務所のウェブサイト www.leezhao.com よりアクセス願います。

皆様にはご不便をお掛けいたしますが、ご了承賜りたくお願い申し上げます。

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- 《企业内部控制评价指引》、《企业内部控制应用指引》和《企业内部控制鉴证指引》征求意见

为配合《企业内部控制基本规范》的实施，财政部等有关部门草拟了《企业内部控制评价指引》（征求意见稿）、《企业内部控制应用指引》（征求意见稿）和《企业内部控制鉴证指引》（征求意见稿），目前正在征求意见（截止日期为 2008 年 09 月 30 日）。查看三个征求意见稿全文，请点击以下网址：

http://www.mof.gov.cn/news/20080704_2047_33400.htm

（摘自 2008 年 06 月 12 日财政部网站）

- 国家外汇管理局将控制跨境服务贸易 遏制热钱流入

继 2008 年 07 月 02 日印发《出口收结汇联网核查办法》通知之后，国家外汇管理局对热钱控制或将有新举措。据悉，国家外汇管理局正在起草相关规定，以进一步控制跨境服务贸易，遏制热钱流入的增加。

（摘自 2008 年 07 月 08 日上海对外经济贸易委员会网站）

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

- 「企業内部統制評価手引き」、「企業内部統制応用手引き」及び「企業内部統制点検手引き」が意見を募集する

「企業内部統制基本規範」の施行にあわせて、財政部等の関係部門は「企業内部統制評価手引き」（意見募集案）、「企業内部統制応用手引き」（意見募集案）及び「企業内部統制点検手引き」（意見募集案）を起草し、現在、意見を募集している。（募集締切日は 2008 年 9 月 30 日）。3 つの意見募集案の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

http://www.mof.gov.cn/news/20080704_2047_33400.htm

（2008 年 6 月 12 日付の財政部ウェブサイトより抜粋）

- 国家外貨管理局がクロスボーダーサービス貿易を制御し、ホットマネーの流入を制止する

2008 年 7 月 2 日に「輸出時の外貨受取・決済オンライン調査弁法」の通知を印刷配布した後、国家外貨管理局はホットマネーに対する制御は新しい施策を講じるようだ。情報筋によると、国家外貨管理局は現在、係る規定を起草しており、これによってクロスボーダーサービス貿易を一層制御し、ホットマネー流入の増加を食い止めるもようだ。

（2008 年 7 月 8 日付の上海对外经济贸易委员会ウェブサイトより抜粋）

● 商务部大规模调研外贸企业 有望出台扶持政策

近期,商务部等政府部门正针对外贸企业展开大规模调研,使外贸企业对近期出台扶持政策的预期急增。有知情人士透露,随着调研的深入,对于鞋类、服装等不污染、低污染的劳动密集型产业,政府有望出台新的扶持政策。另有知情人士透露,纺织品退税率回调政策已通过,并将择机出台。但是,商务部相关官员表示,调研只是为了摸清情况,为以后的工作提供决策依据,并不意味着政策近期就会有大变动。

(摘自 2008 年 07 月 08 日上海对外经济贸易委员会网站)

● 商務部は對外貿易企業に対する大規模な調査研究を行い、助成政策を公布するもようだ

近日,商務部等の政府部門は對外貿易企業に対し大規模な調査研究を実施しており、對外貿易企業について、近日中に助成政策が公布されるとの見方が強まっている。情報筋によると、調査研究が進むにつれ、靴類、アパレル等の無汚染、低汚染の労働集約型産業に対し、政府は新たな助成政策を公布するもようである。また、別の情報筋によれば、紡織品の税金還付率の回復政策はすでに可決され、折りを見て公布される見通しのようだ。但し、商務部の関係者の話によれば、調査研究は状況を把握するためであり、今後の業務について意思決定上の根拠を提供するだけでなく、それ自体により近日中に政策が大きく変わることを意味するものではないとしている。

(2008 年 7 月 8 日付の上海對外經濟貿易委員會ウェブサイトより抜粋)

● 环境保护部等八部委确定五年环保工作重点

环境保护部等八部委日前联合召开环保专项行动会议,确定今后五年环保专项行动三大重点。具体如下:

- 开展对重点行业环境违法问题的集中整治。监督重点为电力、钢铁、建材等 12 个高耗能、高污染行业。
- 开展对饮用水源地环境违法问题的集中整治。
- 开展对重点流域环境违法问题的集中整治。整治重点为三湖(太湖、巢湖、滇池)、七湖库(三峡库区、小浪底库区、丹江口库区、洪泽湖、鄱阳湖、洞庭湖和洱海)等重点湖库,以及国家确定的淮河、辽河、海河、松花江等重点流域。

(摘自 2008 年 07 月 11 日全国人民代表大会网站)

● 環境保護部等の 8 つの省庁が 5 年間の環境保全業務の重点を確定した

環境保護部等の 8 つの省庁が先頃、環境保全個別行動会議を共同で開催し、今後 5 年間における環境保全個別行動の 3 つの重点を確定した。具体的な内容は次の通りである。

- 重点業種における環境違法問題に対する集中的な見直しを行う。重点的な監督を実施するのは、電力、鉄鋼、建材等の 12 の高エネルギー消費、高汚染の業種である。
- 飲用水源地の環境の違法問題に対する集中的な見直しを行う。
- 重点流域の環境の違法問題に対する集中的な見直しを行う。重点的な見直しを行うのは三湖(太湖、巢湖、滇池)、七湖庫(三峡庫区、小浪底庫区、丹江口庫区、洪澤湖、鄱陽湖、洞庭湖、洱海)等の重点湖庫、及び国が確定した淮河、遼河、海河、松花江等の重点流域である。

(2008 年 7 月 11 日付の全国人民代表大会ウェブサイトより抜粋)

● 公安部禁止向奥运城市运输危险物品和危险废物

为保障北京奥运会（08 月 08 日至 08 月 24 日）和北京残奥会（09 月 06 日至 09 月 17 日）期间的社会公共安全，公安部于 2008 年 07 月 09 日发布通知要求：

- 自 2008 年 07 月 09 日起至 09 月 30 日，全国停止向北京、青岛（北京奥运会、北京残奥会的比赛城市）或途经北京、青岛运输枪支弹药、爆炸物品、剧毒化学品、放射性物品等危险物品和危险废物（危险废物，是指上述枪支弹药、爆炸物品、剧毒化学品、放射性物品的废弃物；下同）。
- 自 2008 年 07 月 09 日起至 08 月 31 日，全国停止向天津、上海、秦皇岛、沈阳（北京奥运会比赛城市）或途经天津、上海、秦皇岛、沈阳运输枪支弹药、爆炸物品、剧毒化学品、放射性物品等危险物品和危险废物。

此外，该通知还规定了以下 5 种例外情形（但须经省级以上公安机关从严审批）：

1. 赛区城市群众生活必需的危險物品，奥运赛事必须使用的危險物品；
2. 奥运赛事期间维护治安秩序必须使用的危險物品；
3. 用于抢险救灾的危險物品；
4. 危險物品运达地省级公安机关与赛区城市公安局协商，赛区城市公安局同意危險物品运输车辆进入或者途经本地的；
5. 涉及国家政治、军事、外交等需要的情形。

（摘自 2008 年 07 月 11 日公安部网站）

● 公安部は五輪試合開催都市への危険物品及び危険廃棄物の輸送を禁止する

北京五輪（8 月 8 日から 8 月 24 日まで）及び北京パラリンピック（9 月 6 日から 9 月 17 日まで）期間中の社会公共セキュリティを保障するため、公安部は 2008 年 7 月 9 日に通知を發布し、以下の要求を行った。

- 2008 年 7 月 9 日から 9 月 30 日までの期間においては、全国で北京、青島（北京五輪、北京パラリンピックの試合開催都市）向けの、又は北京、青島経由での銃器弾薬、爆発物品、劇毒化学品、放射性物品等の危険物品及び危険廃棄物（危険廃棄物とは、上述の銃器弾薬、爆発物品、劇毒化学品、放射性物品の廃棄物をいい、以下同じ）の輸送を停止する。
- 2008 年 7 月 9 日から 8 月 31 日までの期間においては、全国で天津、上海、秦皇島、瀋陽（北京五輪開催都市）向けの、又は天津、上海、秦皇島、瀋陽経由での銃器弾薬、爆発物品、劇毒化学品、放射性物品等の危険物品及び危険廃棄物の輸送を停止する。

また、本通知では、次の 5 通りの例外的状況についても定めている（ただし、省級以上の公安機関が厳しく審査認可する必要がある）。

1. 試合開催都市の庶民の生活に必須の危険物品、五輪試合に必ず必要な危険物品。
2. 五輪試合期間中に治安秩序を守るために使用しなければならない危険物品。
3. 災害救済のために使用する危険物品。
4. 危険物品輸送先の省級公安機関と試合開催都市の公安局が協議し、試合開催都市の公安局が危険物品の輸送車両が当地に進入し又は経由することに同意した場合。
5. 国の政治、軍事、外交等で必要な状況。

（2008 年 7 月 11 日付の公安部ウェブサイトより抜粋）